

国鉄改革完遂！  
当たり前の労働運動  
を前進させよう！

J R 東海労に  
結集しよう！

J R  
東海労

静岡

J R 東海労働組合静岡地方本部  
静岡市葵区黒金町 68  
NTT 054-284-3608  
FAX 054-283-6365  
発行責任者 植松 昌彦  
2016年10月12日 No. 7

## 第4回控訴審！！

10月11日、東京高裁817号法廷において、揭示物撤去行政訴訟第4回控訴審が開廷されました。第3回控訴審終了後、裁判所から苦情処理会議の背景、経緯、趣旨、運用等について書面で提出するよう要請されたため、補助参加人(J R 東海労)は準備書面および証拠書類を提出し、その中で苦情処理会議が形骸化している実態を次のように明らかにしました。

\* 苦情処理制度はGHQが国鉄時代に導入し、公労法に適用され現在のJ R に継承されている。個別の問題を団体交渉で解決するにはそぐわないという理由で、苦情処理会議制度ができた。苦情処理会議は団体交渉と同等の扱いのものであり、公開を拒む性格のものではない。



\* 会社は組合員が苦情申告を行っても、事案によって開催を拒否し続けている。

\* 会社は苦情処理会議を開催しても、解決の場ではなく「記憶喚起の場」としている。

\* 中労委の命令は矛盾している。

第5回控訴審は、12月1日11時30分からです